

京都 IT 経営支援ネットワーク 規約

第1条 (名 称)

本会の名称は、京都 IT 経営支援ネットワークとする。

第2条 (目 的)

京都及び周辺府県の中堅・中小企業が IT を活用して、経営・業務改革等に取り組む際、研修会・セミナー、個別助言等で支援を行い、京都を中心とする近畿圏の経済発展に寄与する事を設立の目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) IT 経営関連セミナー、研修会、講演会等の開催
- (2) IT 経営促進の為の個別相談や助言機会の創出
- (3) IT 経営促進の為のイベントの企画、運営
- (4) IT 経営促進に必要な各種ソリューションの紹介
- (5) IT 経営促進に必要な各種情報の提供
- (6) 前各号に附帯する一切の事業

本会の事業年度は4月1日より3月31日までとする。

第4条 (会 員)

会員は本会の目的に賛同し、且つ代表が承認した者とする。

会員は個人会員及び法人会員とする

第5条 (資格の喪失)

会員は、次の各号に該当した場合、その翌日に会員たる資格を失う。

- (1) 個人会員が死亡したとき
- (2) 個人会員及び法人会員のメールアドレスが失効し代表との音信が不通になったとき
- (3) 代表が存続不可能と判断した場合
- (4) 法人会員の場合は、会社が開催した場合

第6条 (役 員)

- (1) 本会の役員として代表、広報事務局、事業推進、会計をそれぞれ1名置く。
- (2) 本会の役員は、総会にて選出する。
- (3) 代表は本会の業務の全てを管理する。

但し、代表が必要と認めた場合、他の会員に一部業務を代行させることができる。

第7条 (任期)

代表を含む各役員の任期は、3年とするが、継続は妨げない。

第8条 (召集)

代表は、必要と認めるとき役員会及び、随時総会を招集することができる。

第9条 (会費)

本会の会費は、役員会で決定する。

第10条 (会計)

本会の会計は代表の個人事業として計上されるものとする。

本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第11条 (総会)

代表は、総会に決議事項及び報告事項を提出し、総会はこれを審議することができる。

- (1) 規約の改正に関わる事項
- (2) 事業計画及び決算、活動報告
- (3) 役員の改選
- (4) その他必要と認められた事項

第12条 (役員会)

代表は、役員会に決議事項及び報告事項を提出し、役員会はこれを審議することができる。

- (1) 事業企画に係る事項
- (2) 事業実施に係る事項
- (3) 会員の加入及び脱退に関わる事項
- (4) その他必要と認められた事項

第13条 (総会の成立・議決)

総会は、4名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。

役員会は、3名以上の出席をもって成立し、役員会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。

第14条 (届出事項の変更)

会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちに代表に届け出る事とする。

第15条 (退 会)

代表への退会届けの提出をもって退会とする。

会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

第16条 (解 散)

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。

本会の解散にともなう残余財産の清算については総会の議決による。

第17条 (会員間の連絡)

会員間の連絡はEメール、電話等で行う。

第18条 (所在地)

本会の所在地(事務局)を下記の通りとする。

〒604-8151

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町 227 第12長谷ビル 2F

株式会社 KYOSO 内

第19条 (設立日)

本会の設立日は、平成26年4月1日とする。

本規約は、平成26年4月1日より発効とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町 227 第12長谷ビル 2F

株式会社 KYOSO 内

代表 坂田岳史

以上